

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南あわじ市は、個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南あわじ市長

公表日

令和7年8月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法等及び南あわじ市税条例に基づき、住民・税務署から提出された申告情報、企業・年金保険者から提出された支払報告書等を基に住民税額を算出し、賦課徴収している。</p> <p>また、住民等からの申請に基づき、課税証明書・所得証明書・納税証明書等の発行をしている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①個人住民税の賦課、更正、減免、徵収②住民税課税情報の照会、回答③過誤納が発生した納税義務者への還付・充当処理④口座振替処理⑤督促及び催告処理⑥地方税法等に基づく調査、滞納整理⑦課税証明書・所得証明書・納税証明書等の発行
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">1 市県民税システム2 滞納整理システム3 収納消込システム4 宛名管理システム5 口座管理システム6 eLTAXシステム7 国税連携システム8 申告支援システム9 イメージ検索システム10 団体内統合宛名システム11 中間サーバGW12 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
市県民税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下番号法という。) 第9条第1項 別表 24の項2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)第22条4. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号)第19条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 實施する2) 實施しない3) 未定

②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(第19条第8号に基づく主務省令) 1. 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、11、15、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、15、16、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) 2. 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):48の項 3. 第19条第8号に基づく主務省令における情報提供の根拠 第3条、4条、5条、6条、7条、9条、13条、15条、17条、22条、30条、39条、41条、44条、50条、51条、55条、59条、60条、61条、65条、67条、68条、71条、75条、77条、78条、83条、85条、86条、88条、89条、90条、91条、92条、93条、94条、98条、100条、108条、110条、117条、126条、127条、131条、132条、134条、139条、140条、142条、143条、144条、146条、149条、153条、154条、157条、158条、160条、162条、163条、165条、166条、167条、168条、169条、170条、171条、172条、173条、174条、175条 4. 第19条第8号に基づく主務省令における情報照会の根拠 第50条</p>
---------	---

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民福祉部 税務課
②所属長の役職名	市民福祉部 税務課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	南あわじ市市民福祉部税務課 〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1 0799-43-5213
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	南あわじ市市民福祉部税務課 〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1 0799-43-5213
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場合は、職員のダブルチェックを確実に行い、最後に所属長の確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

マイナンバー利用事務を実施する担当者については、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、システムへのアクセス権限付与の申請を必須としており、所属長及び情報課の承認を得た場合のみ権限が付与され、他の職員はアクセスできないように設定している。人事異動等により担当者が代わる場合についても同様に権限付与及び権限削除の申請を必要とし、情報課による管理を行っている。上記申請についてはセキュリティポリシーに明記されており、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月26日	システムの名称	市県民税システム、滞納整理システム、収納済込システム、宛名管理システム、口座管理システム	1 市県民税システム 2 滞納整理システム	事後	記載漏れのため
平成29年3月21日	しきい値判断項目	平成27年5月1日	平成29年1月1日	事後	
平成29年3月21日	評価実施期間における担当部署(所属長)	榎本 輝夫	赤松 裕子	事後	
平成30年3月20日	しきい値判断項目	平成29年1月1日	平成30年1月1日	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当	市民部 稅務課	市民福祉部 税務課	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当	税務課長 赤松 裕子	市民福祉部 税務課長	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正	南あわじ市市民部税務課	南あわじ市市民福祉部税務課	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	南あわじ市市民部税務課	南あわじ市市民福祉部税務課	事後	
平成31年3月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
平成31年3月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和2年3月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	5年経過前の再実施
令和2年3月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和3年3月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年3月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和4年3月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年3月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和5年3月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム	・番号法第19条7号及び別表第二 情報提供の根拠	・番号法第19条7号及び別表第二 情報提供の根拠	事後	
令和5年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当	市民生活部	市民福祉部	事後	
令和5年3月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年3月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和6年3月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事前	
令和7年8月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事前	
令和7年8月25日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下番号法という。) 第9条第1項 別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下番号法という。) 第9条第1項 別表24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下番号法という。) 第9条第1項 別表24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下番号法という。) 第9条第1項 别表24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下番号法という。) 第9条第1項 别表24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下番号法という。) 第9条第1項 别表24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事前	
令和7年8月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条7号及び別表第二 情報提供の根拠 ・番号法 別表第二 情報提供者が市町村長で特定個人情報を地方税関係情報に関わるもの(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,14,115,116,117,120)	・番号法第19条7号及び別表第二 情報提供の根拠 ・番号法 別表第二 情報提供者が市町村長で特定個人情報を地方税関係情報に関わるもの(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,14,115,116,117,120)	事前	